

JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド予備評価結果を公表します。

イオンリートグリーントラスト<202210> に予備評価 Green 1 を付与

発行体：三井住友信託銀行株式会社
評価対象：イオンリートグリーントラスト<202210>
分類：信託受益権
発行額：33億円
発行日：2022年10月20日
償還日：2025年10月20日
償還方法：満期一括償還
資金使途：イオンリート投資法人に対する貸付

<グリーンボンド予備評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

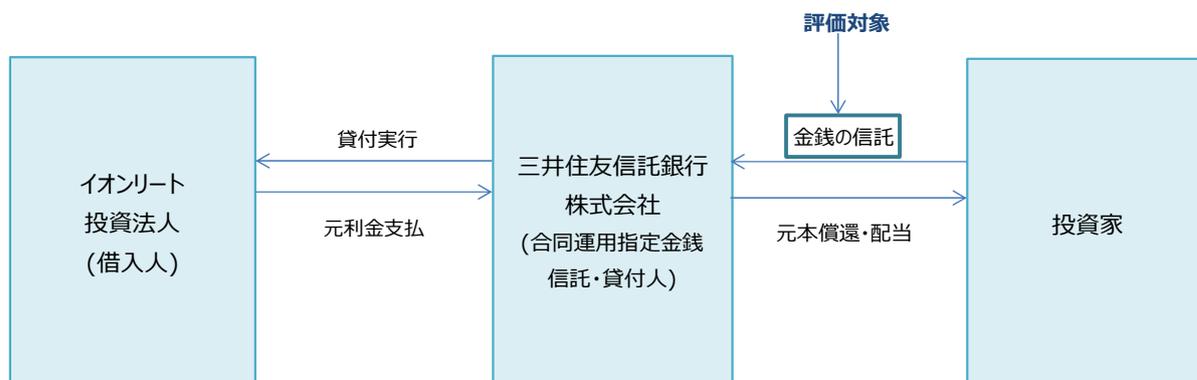
第1章: 評価の概要

三井住友信託銀行株式会社（SMTB）は、1924年に三井信託銀行株式会社、1925年に住友信託銀行株式会社として創業した、三井住友トラスト・グループの中核企業。2012年に住友信託銀行、中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社の3社が合併して発足した信託銀行である。SMTBが属している三井住友トラスト・グループは、国内最大の資産運用・管理グループであり、受託事業（資産運用・資産管理）を中心として業界トップクラスの事業規模を有する信託銀行グループである。

SMTBが属する三井住友トラスト・グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」を存在意義（パーパス）として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。2021年10月に、「三井住友トラスト・グループ カーボンニュートラル宣言」およびNet Zero Banking Alliance（NZBA）への加盟を公表しており、自社グループおよび投融資ポートフォリオにおけるGHG排出量にかかる具体的な目標を開示している。

今般の評価対象は、SMTB の設定した合同運用指定金銭信託（合同金信）から交付される信託受益権であるイオンリートグリーントラスト〈202210〉（本受益権）である。

〈スキーム図〉



SMTB は、投資家から金銭の信託を受け、その資金をイオンリート投資法人に対して貸し付ける。イオンリート投資法人が SMTB に支払う元利金は、配当の支払いおよび元本償還として投資家に支払われる。本受益権によって調達した資金の用途である、SMTB（合同金信）からイオンリート投資法人への長期貸付金（本貸付金）は、イオンリート投資法人が取得した既存の商業施設の取得資金のリファイナンスに用いられる。なお、イオンリート投資法人はサステナビリティ・ファイナンスフレームワークを参照し、本貸付金をグリーンローンとして調達する予定としている。イオンリート投資法人のサステナビリティファイナンス・フレームワークには、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価「SU 1(F)」を付与されている。

JCR では、SMTB における本受益権の口座管理について社内にて適切な方法にて管理されることおよび内部管理の体制が整備されていることなどから本受益権の管理運営体制および透明性も高いことを確認した。

この結果、本受益権について JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とし、「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。

本受益権は、「グリーンボンド原則¹」および「グリーンボンドガイドライン²」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ ICMA (International Capital Markets Association) グリーンボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022 年版 <https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本受益権の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。本受益権については、その資金使途である本貸付金の充当先であるグリーン適格資産のグリーン性を評価する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の 100%が既存のグリーンビルディングの取得資金のリファイナンスであり、環境改善効果が期待できる。**

<イオンリート投資法人のサステナビリティファイナンス・フレームワーク (抜粋) >

本投資法人は、グリーンボンド及びグリーンローン (同ローンに付随する金利デリバティブ契約 (グリーンデリバティブ)) もしくはサステナビリティボンド及びサステナビリティローン (同ローンに付随する金利デリバティブ (サステナビリティデリバティブ)) で調達した資金を、それぞれ、グリーン適格資産もしくはサステナビリティ適格資産の取得資金、グリーン適格資産もしくはサステナビリティ適格資産の取得資金に充当した借入金の返済資金またはグリーン適格資産もしくはサステナビリティ適格資産の取得資金に充当した発行済の投資法人債の償還資金に全額充当します。

《グリーン適格クライテリア 1》

下記①～⑤の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件

- ①DBJ Green Building 認証における 3 つ星、4 つ星、もしくは 5 つ星
- ②CASBEE 不動産評価認証における B+ランク、A ランク、もしくは S ランク
- ③BELS 認証における 3 つ星、4 つ星、もしくは 5 つ星
- ④LEED 認証における Silver、Gold または Platinum
- ⑤上記認証以外の第三者認証のうち、評価レベルが同水準の評価

《グリーン適格クライテリア 2》

運用する不動産において、エネルギー効率、水の消費性能等、環境面で有益な改善を目的とした設備等改修工事であること (原則、従来比 30%以上の使用量削減効果が見込まれるものとする)。

本受益権の資金使途である本貸付金の資金使途は、「イオンモール鹿児島」および「イオンモール甲府昭和 (既存棟)」の取得資金のリファイナンスである。JCR は、当該物件がイオンリート投資法人のサステナビリティファイナンス・フレームワークに定められている適格クライテリアを充足することを確認している。なお、JCR はイオンリート投資法人のサステナビリティファイナンス・フレームワークに「SU 1(F)」のサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与している。

<保有物件 1>

物件名称	イオンモール鹿児島
所在地	鹿児島県鹿児島市東開町字東開 7 番地 1
主要用途	商業施設（リージョナル型ショッピングセンター）
敷地面積	109,318.52 m ²
延床面積	132,291.35 m ²
階数	地上 5 階建
建築時期	2007 年 9 月 2013 年 11 月増築
環境認証	CASBEE-不動産 S ランク（2018 年）
特徴・環境性能	<ul style="list-style-type: none"> ・人口約 60 万人を誇る鹿児島市に所在する域内最大規模のショッピングモールであり、店舗数は 200 店舗、駐車場台数 4,000 台を有する広域型商業施設。 ・JR「鹿児島中央」駅から約 8km 南の臨海エリアに位置し、近隣に鹿児島市を縦貫する基幹道路である国道が併走しており、高い交通利便性を有する。 ・テナントと共同で省エネルギーへ取り組んでいること、多様な植物を導入したすることによる生物多様性保全の取り組んでいることおよび自然採光率の高さなどが評価されて、CASBEE 不動産の S ランクを取得した。

<保有物件 2>

物件名称	イオンモール甲府昭和
所在地	山梨県中巨摩郡昭和町飯喰 1505-1
主要用途	商業施設（リージョナル型ショッピングセンター）
敷地面積	119,064.22 m ²
延床面積	99,680.71 m ²
階数	地上 4 階建
建築時期	2011 年 3 月 2017 年 11 月増築
環境認証	CASBEE-不動産 S ランク（2019 年）
特徴・環境性能	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府商圏をカバーする、エリア唯一の本格的モール型ショッピングセンターであり、「イオンスタイル甲府昭和」を中心に約 180 店舗の専門店から構成されている。2017 年には増床を伴うリニューアルが行われている。 ・2 km 圏内に中央自動車道甲府昭和 IC や甲府バイパスなどの幹線道路が所在、4 方位のアプローチ道路に囲まれており、アクセシビリティは良好。 ・テナントと共同で省エネルギーへ取り組んでいること、非構造材料に多くのリサイクル資材を導入していることおよびハイサイドライトが設置されていることなどが評価されて、CASBEE 不動産の S ランクを取得した。

資金使途の対象となる施設はいずれも、CASBEE で最高ランクである S ランクを取得しており、イオンリート投資法人のサステナビリティファイナンス・フレームに定める「適格クライテリア」を満たしていることを確認した。なお、イオンリート投資法人は、資金使途の対象となる物件が売却などにより資金使途の対象から外れた場合ポートフォリオ管理に移行することにより、引き続きグリーンローンとしての適格性を維持することとしている。SMTB はイオンリート投資法人の運用

を参照した上で、イオンリート投資法人においてグリーンローンとして運用されていることを以て、本受益権のグリーン性があることを確認することとしている。

これより、JCR では本受益権の資金使途について高い環境改善効果を有すると判断している。

- ii. 資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「省エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

資金使途の対象となる物件に関しては、SMTB の本店営業部、法人企画部、資産金融部がエンジニアリングレポート等リスク調査に関する書面をイオンリート投資法人から取得し潜在的なリスク要因に関しての確認を行う。これにより、JCR は本受益権における環境に対する負の影響について、適切に手当てされていると評価している。

c. SDGs との整合性について

JCR は本受益権の資金使途の対象について、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、以下のSDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

(参考) 各グリーンビルディングの認証制度について

CASBEE

建築環境性能評価システムの英語名称の頭文字をとったもの (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)。

建築物の環境性能を評価し格付けする手法であり、2001 年 4 月より国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会を設立し、以降継続的に開発とメンテナンスを行っている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区などのほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産がある。

評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ランク (良い)、B-ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、

A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。イオンリート投資法人が適格クライテリアとして使用する CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果を、不動産評価の際に活用してもらうことを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5 屋内環境の 5 つである。

評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

イオンリート投資法人が適格クライテリアとして定めた B+以上は、全ての加点項目で基準のレベル 3（3 点）をとることで得られる得点 60 点以上の建築物が対象となり、これは CASBEE-建築等における B+に相当する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充量が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

SMTBが属する三井住友トラスト・グループは、2020年度から2022年度を対象期間とする中期経営計画において、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹となる考えとして示し、サステナブルな社会の発展と三井住友トラスト・グループの持続的・安定的な成長を目指している。

SMTBは、中核となる信託銀行として、環境問題・社会問題の解決に資するようなサービスの提供を通じて、グループが掲げている考えおよび目標へ貢献することを目指している。

本受益権によって、グリーンプロジェクトを保有している借入人へグリーンローンを提供する一方で、投資家対してはグリーン性のある受益権を組成することで、環境に配慮した投資機会も提供している。これより、本受益権の組成は、SMTBが貢献を目指す目標と整合的であるとJCRは評価している。

b. 選定基準

SMTBは、本受益権の資金使途が環境認証を有するグリーンビルディングの取得資金のリファイナンスであること、また資金使途の対象となる物件がイオンリート投資法人のサステナビリティファイナンス・フレームワークにおける適格クライテリアを充足していることを前提として、資金使途の対象となる物件を選定している。JCRは選定基準について適切であると評価している。

c. プロセス

本受益権の実行に際しては、信託財産運用部署である資産金融部 信託ファンド管理チームおよび信託財産運用管理部署である投資家企画部 業務管理チームが事前協議の上、稟議を起案、資産金融部長にて運用（貸付）の諸条件が決裁されることとなっている。JCRは、SMTBの経営陣が関与していることから、選定プロセスは適切であるとJCRは評価している。

上述の目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートにて開示されることから、投資家に対する透明性が確保されているとJCRでは評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本受益権の資金使途である本貸付金は、「イオンモール鹿児島」および「イオンモール甲府昭和（既存棟）」の取得資金のリファイナンスに全額充当される予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

SMTB では、資産金融部の担当者により金銭信託管理システム（T-PAS）を用いて本受益権の資金管理を行う予定としている。SMTB は、信託約款で合同金信の資金使途を本貸付金であると限定する。本貸付金の資金使途に関しては、イオンリート投資法人のプレスリリースで開示される予定である。また、定期的に送付される信託財産状況報告書により、投資家に対して資金管理の状況が開示されることとなっている。信託勘定において適切な管理・運営が行われているかどうかについては、内部監査部によって不定期に監査が実施されており、内部管理の体制は整備されていると JCR では評価している。

本受益権の資金使途である本貸付金は、実行後速やかに「イオンモール鹿児島」および「イオンモール甲府昭和（既存棟）」の取得原資である借入金のリファイナンスに充当されるため、未充当資金は発生しない予定である。本受益権の償還前に、資金使途の対象となっている物件を売却するなどにより未充当資金が発生した場合には、イオンリート投資法人が行った未充当資金に関する開示を、SMTB は投資家に開示することを予定している。

以上より、JCR では本受益権にかかる資金管理体制が適切であると評価している。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンドの発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本受益権の資金の充当状況は、SMTB のウェブサイト上で一般に向けて開示される。これと併せて本受益権の投資家に対しては、信託財産状況報告書により定期的に報告される仕組みとなっている。

資金使途の対象となる物件が売却される等により未充当資金が発生するなど大きな状況の変化が発生した場合には、イオンリート投資法人のウェブサイトにて開示が行われる予定である。SMTB は当該開示について、投資家に報告する予定である。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

イオンリート投資法人はサステナビリティファイナンス・フレームワークにおいて、環境改善効果として以下の項目の開示を行う予定としている。

- ▶ 第三者認証機関の認証物件一覧
- ▶ エネルギー（電気・ガス）にかかる消費量および原単位
- ▶ 温室効果ガスの消費量および原単位

SMTB は本受益権による環境改善効果に係るレポーティングについて、上記のイオンリート投資法人の開示を参照する形で SMTB のウェブサイト上に開示する予定としている。

JCR では、資金の充当状況および環境改善効果のレポーティングについて、投資家等に適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンドの発行にかかる方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 三井住友トラスト・グループの環境に対する取り組み

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」を存在意義（パーパス）として、信託銀行業を中心として培った専門性を活かして顧客にソリューションを提供し、社会へ貢献することを目指している。

2021 年 10 月に、三井住友トラスト・グループは「三井住友トラスト・グループ カーボンニュートラル宣言」および Net Zero Banking Alliance (NZBA)³への加盟を公表した。

＜三井住友トラスト・グループ カーボンニュートラル宣言＞

-
- ① 信託銀行グループのもつ多彩で柔軟な機能を活用して、脱炭素社会の実現に貢献します
 - ② 投融資ポートフォリオの GHG 排出量について、2050 年までにネットゼロを目指します⁴
2050 年ネットゼロを達成するための 2030 年までの中間目標について、NZBA の枠組みに即し、2022 年度中に作成します
 - ③ 自社グループの GHG 排出量を、2030 年までにネットゼロにします⁵
-

カーボンニュートラル宣言では、三井住友トラスト・グループの GHG 排出量を 2030 年までにネットゼロとすることを目指すだけでなく、顧客の排出する GHG についても 2050 年までにネットゼロを目指すこととしている。これら宣言の実現のため、三井住友トラスト・グループでは、NZBA に係る取り組みを通じて、取引先の GHG 排出量削減のための中間目標の策定をしたり、顧客の環境負荷低減に資するサービス・ソリューションを提供したりするなど具体的な取り組みを推進している。

また、三井住友トラスト・グループでは、環境方針、気候変動対応行動指針を定めており、グループ内の各社の取り組みとともにサステナビリティレポートで報告している。

b. SMTB の環境に対する取り組み

SMTB は、銀行としての機能および信託としての機能を有効に活かし、借入人、投資家を含む顧客へのサービス・ソリューションの提供を通じて環境にかかる取り組みを積極的に進めたいと考えている。

SMTB では、グループのサステナビリティに関する戦略の立案等、グループにおけるサステナビリティの推進部署として経営企画部内にサステナビリティ推進部を設置している。当該部署に加え、SMTB では、顧客向けのソリューションビジネスを加速し、新たな ESG 関連商品やサービスの提供を通じ、顧客の企業価値向上を目指すため、専担組織である ESG ソリューション企画推進部を 2021

³ UNEP FI (国連環境計画金融イニシアティブ) が設立した、投融資ポートフォリオの GHG (温室効果ガス) 排出量を 2050 年までにネットゼロとする目標を掲げる銀行業界のアライアンス。加盟金融機関は、NZBA が定めるガイドラインに従って、中長期の GHG 排出量削減目標を設定しその進捗状況を報告することが求められる。

⁴ 国際的な組織である GHG プロトコルイニシアチブが策定した GHG 排出量算定および報告基準である GHG プロトコルにおける Scope 3 (事業者の活動に関連する他社の排出)

⁵ GHG プロトコルにおける Scope 1 および Scope 2

年 4 月に設置している。ESG ソリューション企画推進部における業務は、顧客へのサービス提供を通じた GHG 排出量削減への貢献も含まれており、カーボンニュートラル宣言における投融資ポートフォリオにおける 2050 年 GHG 排出量ゼロに資するものとなっている。SMTB では、コンサルティング会社等外部の専門的知見を利用し、客観性をもって自社およびグループの取り組みを推進している。

以上より、三井住友トラスト・グループおよび SMTB の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると JCR では評価している。

■評価結果

本受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金用途）」の予備評価を“g1”、「管理・運営・透明性評価」の予備評価を“m1”とし、「JCR グリーンボンド予備評価」を“Green 1”とした。本受益権は、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・任田 卓人

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス評価は、評価対象であるグリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスの実行計画時点または実行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は、グリーンファイナンスが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンスの実行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル